

各 幕 僚 長 殿

人 事 局 長

留学のための国外出張に際しての人事上の事務処理

留学（外国の機関における教育訓練への参加をいう。以下同じ。）のための国外出張に際しては、今後、下記の要領により処理されたい。

記

- 1 留学のため国外出張を命ぜられた隊員及び命ぜられる予定の隊員（以下「留学隊員」という。）は、出国予定前おおむね1週間を限度として各幕僚監部に出張させ、必要な諸手続を了させる。
- 2 国外出張の発令は、発令者については「国外出張に際しての出張命令の取扱について」（昭和34. 6. 5付長発人事第70号）の定めるところにより、書式については「人事発令について」（昭和36. 3. 8付人発1第30号）の定めるところにより、期間については所要履修期間に往復に要する日数を加えた期間とする。
- 3 留学隊員は、留学に関しては、当該幕僚長の指揮監督を受けるものとする。
- 4 帰国後は、おおむね3日以内に所要の事務を了し、所属部隊等に復帰させる。
- 5 帰国した留学隊員に対しては、報告事項の整理等のため必要があると認めるときは、隊務に支障をきたさない範囲内において、1週間を限度として年次休暇を承認することができる。